

補助事業の実施体制及び事業実施に関する事項

1. 補助事業実施体制

※組織図等で事業者内の事業実施体制を示すこと。

(補助事業終了後の管理・運営体制も示すこと。)

2. 事業実施に関する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業について、直接あるいは間接的に他の補助金を受けている又は受ける予定(申請中も含む)がある場合は、その補助金の内容を記載すること。

(2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

※①温泉法第14条の2に規定する温泉の採取許可、第14条の5に規定する可燃性天然ガスの濃度の確認については、許可書又は確認書を添付すること(他の者の採取する温泉の配湯を受けているなど、自ら温泉の採取を行っていない者も同様とする。)

②温泉法第15条に規定する温泉の利用許可についても許可書を添付すること(同条の適用を受けない施設においては、その理由を記載すること。(例)自家用利用の施設のため温泉法第15条の許可は不要)。

③①及び②以外については、事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得)の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載のこと。